

# 社会福祉法人金ヶ崎町社会福祉協議会一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年2月1日～令和13年1月31日までの5年間

## 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率50%以上

女性職員・・・女性職員全体と、有期雇用の女性職員それぞれについて、  
取得率80%以上

### <対策>

- 令和8年2月 各職場における休業者の業務カバーリング体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直しなど）・実施
- 令和8年4月 男性も育児休業・育児休暇を取得できることを周知するため、対象男性職員への個別の制度周知・利用促進

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の合計平均を各月20時間未満とする。

### <対策>

- 令和8年2月 各部署における問題点の検討及び研修の実施
- 令和8年4月 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和8年4月 ノー残業デーの導入、業務量の見直しなどの取組実施

目標3：令和8年5月までに、子の看護休暇制度、介護休暇制度を拡充する（いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

### <対策>

- 令和8年2月 職員への意向調査、検討開始
- 令和8年4月 制度の導入、職員への制度内容の周知